

幌別小学校と幌別東小学校の統合に関する学校統合委員会

第 2 回 会 議 次 第

日時 令和5年2月28日（火）18時00分
場所 幌別小学校 外国語教室（2F）

1. 開会

2. 報告事項

（1）幌別東小学校区検討部会における協議結果について

（2）新校区検討部会における協議結果について

3. 協議事項

（1）学校統合委員会における議論のまとめについて

4. 教育長あいさつ

5. その他

6. 閉会

幌別東小学校区検討部会における 協議結果について

令和5年2月28日
登別市教育委員会

幌別東小学校区検討部会における協議内容

【幌別東小学校区検討部会のテーマ】

- ① 幌別東小学校区からの通学路について
- ② 踏切への対応について
- ③ 徒歩通学困難地域への対応について

幌別東小学校区からの 通学路について

幌別小学校への通学路：基本的な考え方

● 踏切横断箇所を2カ所に限定

- ① 鉄南ふれあいセンター付近踏切（左側通行）
- ② 小原製麺所付近踏切（左側通行）

● 横断2箇所に指導員を配置

● 横断箇所は保護者が判断

⇒ 学校としては鉄南ふれあいセンター付近踏切を推奨

幌別東小学校区からの通学路

1:5,000 登別市現況図

西部

幌別小学校

ローソン

鉄南ふれあいセンター

セブンイレブン

登別市役所

縮尺 1:5,000
 縮尺 1:5,000
 縮尺 1:5,000

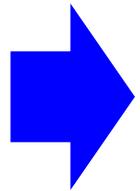
1:5,000 (100m=2cm)

踏切への対応について

踏切への対応

● 交通安全教育の徹底

学校での交通安全教育や日常の指導において、踏切横断時のルールを徹底



統合により現幌小児童の行動範囲も広がることから、統合後の幌別小学校をあげての取組を実施

● 踏切への指導員の配置（登下校時）

登下校の踏切横断箇所を2カ所（鉄南ふれあいセンター付近／小原製麺所付近）に限定し、登下校時に指導員を配置して安全指導を実施。

徒歩通学困難地域への 対応について

通学距離・通学時間の目安

徒歩や自転車による場合

国が示す目安

- 小学校：おおむね4 km以内
- 中学校：おおむね6 km以内

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」)



登別市における「通学距離・通学時間」の目安

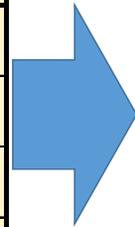
他市の事例などを踏まえ、

- 小学校：2 km以内
 - 中学校：3 km以内
- をひとつの目安としている。

新幌別小学校区における徒歩通学困難地域

【統合による通学距離の変化】

区 分	幌別東小学校	
	距離 (Km)	時間 (分)
新栄町 1 番地 14	1.5	45
新栄町 1 番地 58	1.4	42
幸町 1 丁目 5 番地 2	1.0	30
幸町 2 丁目 7 番地	1.4	42
幸町 3 丁目 2 番地 1	1.7	51
幸町 4 丁目 9 番地 1	2.1	63
幸町 5 丁目 13 番地 1	2.5	75
幸町 5 丁目 27 番地 9	2.9	87



幌別小学校		備 考
距離 (Km)	時間 (分)	
2.5	75	望月製麺付近
2.4	72	タケナカ建装付近
2.3	69	市民プールらくあ付近
2.6	78	やまもと急配サービス付近
3.0	90	福島工務店付近
3.4	102	浪越石材付近
3.9	117	すずらん団地広場付近
4.2	126	東端



新栄町・幸町が**徒歩通学困難地域**

徒歩通学困難地域からの通学方法について

統合後の徒歩通学困難地域（幸町／新栄町）からの通学に関しては、次のとおり対応。

① 幸町からの通学方法

公共交通機関（路線バス）を利用してもらい、交通費全額に教育委員会が補助。

② 新栄町からの通学方法

公共交通機関（路線バス）を利用してもらい、交通費全額に教育委員会が補助。最寄りバス停は、クリンクルセンター前または岡志別公園前となる。

新校区検討部会における 協議結果について

令和5年2月28日
登別市教育委員会

新校区検討部会における協議内容

【新校区検討部会のテーマ】

- ① 特色ある教育（幌別駒おどり）の継承について
- ② 放課後子ども教室の統合後のあり方について
- ③ 児童同士の交流事業について

特色ある教育（幌別駒おどり）の 継承について

幌別小学校における幌別駒おどりの継承について

統合後の幌別小学校における取組

保存会の協力を前提に、3年生の総合学習において、地域の歴史を学ぶ一環で「幌別駒おどり」を体験するほか、学習発表会などで披露。

保存会の協力

総合学習で由来等を紹介するほか、体験活動や発表に向けた練習を指導するなど、幌別小学校の取組をバックアップ。

将来の展望

幌別小学校関係者に愛着を深めてもらい、将来的にはともに学校の活動を支えることを目指す。

放課後子ども教室の 統合後のあり方について

放課後子ども教室の統合後のあり方について

統合後の幌別小学校区の放課後児童支援環境

- 新児童館【幌別小学校敷地内（プール跡地）／直接来館実施】
- 新児童クラブ【幌別小学校敷地内（プール跡地）】

統合を機に放課後児童を取り巻く環境は大きく変化

放課後子ども教室の統合後のあり方

統合後の新校区の状況などを見ながら、地域学校協働本部などにおいて、新たな取組の必要性を判断。

児童同士の事前交流事業について

児童同士の交流事業の考え方

**統合前1年間（R6年度）を通じて、
幌別小学校と東小学校の交流事業を実施**



**事業の詳細については、両校教職員で組織する
（仮称）統合準備委員会で検討し、R5年度に1
年間の実施内容を決定**

交流事業として想定される内容

【基本的な考え方】

統合時（R7.4）に在籍する1～5年生を対象に実施

【交流事業として想定される内容】

- ・ 総合学習の共同実施
- ・ スキー授業やプール授業の共同実施
- ・ 学習発表会での相互発表
- ・ その他交流事業の実施 etc.

令和 5 年 月 日

登別市教育委員会
教育長 安 宅 錦 也 様

幌別小学校と幌別東小学校の
統合に関する学校統合委員会
会長 山 田 正 幸

幌別小学校と幌別東小学校の統合に関する意見について

令和 7 年 4 月に予定される両校の統合にあたって生じる課題への対応方法や環境整備について、次のとおり意見を提出します。

記

1. これまでの経緯と協議経過

登別市教育委員会は、特定校に関し学校統合に関する方針を決定した場合には、統合に関する詳細を決定するため、学校統合委員会を設置することとしており、本委員会は、令和 7 年 4 月に予定される幌別小学校と幌別東小学校の統合に関し、統合にあたって生じる課題への対応方法や環境整備について協議することを目的に設置されたものである。

協議にあたっては、委員会の下に、幌別東小学校区検討部会と新校区検討部会を設け、前者では現在の幌別東小学校区に関わる事項をテーマに、後者では統合後の新幌別小学校区に関わる事項をテーマに具体的な検討を行った。各部会における協議経過は次のとおりである。

(1) 幌別東小学校区検討部会における協議経過

幌別東小学校区検討部会では、令和 4 年 7 月から令和 5 年 1 月にかけて 5 回にわたって会議を開催し、①幌別東小学校区からの通学路について②踏切への対応について③徒歩通学困難地域への対応について協議を行った。

【各会議における協議経過】

●第 1 回（令和 4 年 7 月 1 日開催）

第 1 回会議では、①幌別東小学校区からの通学方法について②踏切

への対応について協議を行った。このうち、②については、事務局の提案どおり、学校や家庭での交通安全教育を徹底するとともに、通学時の踏切横断箇所を2カ所に限定し、通学時に指導員を配置すべきとの意見をまとめた。また、①については、事務局より、踏切横断箇所を鉄南ふれあいセンター付近踏切と JR 幌別駅自由通路とする通学路の提案があったが、部会員より、JR 幌別駅自由通路の安全性を懸念する意見があったほか、児童同士の交流などを考えれば、小原製麺所付近の踏切を通学路として指定すべきとの意見があり、通学路については、これらの点も含め、継続して協議することとなった。

●第2回（令和4年8月5日開催）

第2回会議では、前回に引き続き、①幌別東小学校区からの通学方法について協議を行った。前回の議論を踏まえて、事務局より、小原製麺所付近踏切の横断に関しては、踏切幅や前後の道路状況から推奨できかねる旨の報告があった。その報告も踏まえて協議した結果、通学路は、鉄南ふれあいセンター付近踏切と小原製麺所付近踏切のいずれかで線路横断するルートとするが、いずれの踏切を利用するかについては、踏切の安全性や児童の学年なども勘案し、保護者が責任をもって判断すべきとの意見をまとめた。

●第3回（令和4年9月9日）

第3回会議では、③徒歩通学困難地域への対応について協議を行った。その結果、統合後に、現幌別東小学校区で生じる徒歩通学困難地域（幸町及び新栄町）からの通学については、いずれも遠距離通学費補助（通学に公共交通機関を利用し、交通費全額に教育委員会が補助）で対応すべきとの意見をまとめた。また、前年度の地区別検討委員会で継続協議となっていた幌別町7丁目及び8丁目の一部地域（片道通学距離が2km弱）からの通学方法については、事務局より、遠距離通学費補助の対象とせず、徒歩通学とする旨の説明があったが、これに関し、部会員より、対象となる保護者への説明を尽くすため、幌別町7丁目及び8丁目に居住する児童（未就学児童を含む）の保護者を対象に説明会（教育委員会主催）を開催すべきとの意見があった。このため、同地域からの通学方法については、説明会の開催結果を踏まえて、再協議することとなった。

●第4回（令和4年11月30日開催）

第4回会議では、前回に引き続き、③徒歩通学困難地域への対応について協議を行った。事務局より、別途開催した説明会の結果に関し

説明があり、それを踏まえて再度協議したが、説明会の参加者が1名に留まったことから、開始時間や場所、案内方法等を工夫して再度開催すべきとの意見があり、同地域からの通学方法については、その結果も踏まえて再協議することとなった。

●第5回（令和5年1月25日開催）

第5回会議では、前回に引き続き、③徒歩通学困難地域への対応について協議を行った。事務局より、再度開催した説明会の結果に関し説明があり、それを踏まえて、幌別町7丁目及び8丁目からの通学方法に関し協議を行った結果、同地域からの通学については、遠距離通学費補助の対象とせず、徒歩通学とすべきとの意見をまとめた。

（2）新校区検討部会における協議経過

新校区検討部会では、令和4年7月から令和4年10月にかけて4回にわたって会議を開催し、①特色ある教育（幌別駒おどり）の継承について②放課後子ども教室の統合後のあり方について③児童同士の交流事業について協議を行った。

【各会議における協議経過】

●第1回（令和4年7月5日開催）

第1回会議では、①特色ある教育（幌別駒おどり）の継承について協議を行った。学校関係者からは、地域の支援を前提に、総合学習の一環で取り組むことは可能との説明があった。また、幌別駒おどり保存会の関係者からは、幌別東小学校に対してと同様、統合後の幌別小学校の活動を支援することは可能との説明があったが、校区がひとつになることもあり、中央地区連合町内会とともに学校を支援していきたいとの意向が示された。対して、中央地区連合町内会の関係者からは、現段階で保存会と同様の活動を行うのは困難であり、まずは幌別駒おどりへの愛着を醸成する活動を続けるべきとの意見があり、次回、あらためて協議することとなった。

●第2回（令和4年8月9日開催）

第2回会議では、前回に引き続き、①特色ある教育（幌別駒おどり）の継承について協議を行った。幌別駒おどりの映像資料を鑑賞後、保存会の関係者から、将来的には中央地区連合町内会関係者とともに、学校の活動を支援していきたいとの希望は持ちつつも、幌別駒おどりを知ってもらい活動を続けながら、まずは保存会が中心となって、学校の活動を支援する意向が示された。これらを踏まえて協議した結果、

統合後の幌別小学校においても、総合学習の一環として幌別駒おどりに取り組むこと、また、その活動への支援はまずは保存会が中心となっていくべきとの意見をまとめた。

●第3回（令和4年9月7日開催）

第3回会議では、②放課後子ども教室の統合後のあり方について協議を行った。事務局より、統合後の幌別小学校区における放課後児童の支援環境や幌別東小学校区における同教室の活動状況などについて説明があり、それらを踏まえて協議した結果、統合後の幌別小学校区においては、放課後子ども教室単体での実施は見送り、新たに整備される児童館で同教室の趣旨を踏まえた事業を実施する必要性に関しても、統合後の幌別小学校区の状況を見ながら、地域学校協働本部などで検討すべきとの意見をまとめた。

●第4回（令和4年10月14日開催）

第4回会議では、③児童同士の交流事業について協議を行った。事務局より、統合前の1年間（令和6年度）を通じて、児童同士の事前交流事業を実施すること、その内容については、来年度、両校の教職員で組織する（仮称）統合準備委員会で協議し、実施に関する計画をとりまとめる旨の説明があった。部会員からは、児童のストレスになる事業は控える必要があるとの意見があったほか、実施にあたっては、児童に対して統合についてしっかりと説明する必要があること、また、保護者に事前に意見を聞いてはどうかとの意見があり、事務局からは、それらも含めて、両校教職員による（仮称）統合準備委員会で協議する旨の説明があった。その結果、事務局から説明のあった内容で意見をまとめた。

2. 両校統合にあたっての課題に対する対応方法や環境整備に関する意見

幌別小学校と幌別東小学校の統合に関する学校統合委員会は、両校の統合にあたり生じる課題への対応方法や環境整備に関し、次のとおり意見を提出する。

① 幌別東小学校区からの通学路について

現在の幌別東小学校区から幌別小学校への通学路については、鉄南ふれあいセンター付近踏切と小原製麺所付近踏切のいずれかで線路横断するルートを中心に検討すること。また、小原製麺所付近の踏切については、安全面で不安があることから、通学路の周知を行う際には、保護者に対し同踏切の状況を周知した上で、いずれの経路を選択するかにつ

いては、踏切の状況や個々の児童の学年を踏まえ、保護者が責任を持って判断するよう周知すること。

② 踏切への対応について

現在の幌別東小学校区から幌別小学校への通学時に生じる踏切横断時の安全対策については、学校や家庭での交通安全教育を徹底するとともに、通学時の踏切横断箇所を2カ所に限定し、登下校時に指導員を配置するよう検討すること。

③ 徒歩通学困難地域への対応について

統合により、現在の幌別東小学校区で生じる徒歩通学困難地域（幸町及び新栄町）からの通学については、いずれの地域についても、遠距離通学費補助（通学に公共交通機関を利用し、交通費全額に教育委員会が補助）で対応するよう検討すること。

④ 特色ある教育（幌別駒おどり）の継承について

現在、幌別東小学校で取り組んでいる「幌別駒おどり」については、統合後の幌別小学校においても、総合学習の一環として取り組む方向で検討すること。また、その取組に対しては、現在の幌別駒おどり保存会が中心となって支援するものとするが、将来的には、現在の幌別小学校区の地域関係者ととともに活動することも展望し、保存会が中心となって、幌別駒おどりへの愛着を醸成する活動を続けること。

⑤ 放課後子ども教室の統合後のあり方について

現在、幌別東小学校区で実施されている放課後子ども教室については、新たに整備される施設において、同教室の趣旨を踏まえた事業を実施することの必要性に関し、統合後の同校区の放課後児童の支援環境なども踏まえ、地域学校協働本部等で検討すること。

⑥ 児童同士の交流事業について

統合前に実施する児童同士の交流事業については、統合前の1年間（令和6年度）を通じて実施するものとし、その具体的な内容については、来年度、両校の教職員で組織する（仮称）統合準備委員会で協議すること。なお、協議にあたっては、児童にストレスが生じない内容とするよう配慮するほか、必要に応じて保護者の意見等も参考にするよう検討すること。また、交流事業の実施にあたっては、児童に対して、両校の統合についてしっかりと説明すること。